

4月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和3年4月20日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、小林主任、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、福山教育部次長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、新田教育支援・相談課長、片岡中央図書館長、池本一条高等学校事務長 【市長部局】 佐藤保健所長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 教育長報告 （1）令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議案 議案第1号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について 議案第2号 奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部改正について 議案第3号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について 議案第4号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p> <p>3 協議事項 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の対応について</p> <p>4 請願 請願第1号 奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願</p>	

	<p>請願第 2 号 新型コロナウイルス感染症急速拡大に係る緊急請願</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 (1) 令和 4 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第 1 号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命については、可決した。 議案第 2 号 奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部改正については、可決した。 議案第 3 号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱については、可決した。 議案第 4 号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の対応については、意見交換・協議した。</p> <p>4 請願 請願第 1 号 奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願については、請願書文中の「2 趣旨及び理由」中、「感染状況が緩和され、又は奈良県における医療体制の拡充等が行われるまでの期間、学校保健安全法第 20 条に基づき、奈良市立小中学校を臨時休業とすること」を除き、採択した。 請願第 2 号 新型コロナウイルス感染症急速拡大に係る緊急請願については、採択した。</p>
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>定時になりましたので、令和 3 年度 4 月定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>皆さんおそろいでしょうか。</p> <p>最初に、奈良新聞社より取材の申出がありましたので、取材を許可いたします。</p> <p>本日は、令和 3 年度初めての定例教育委員会でございます。新年度に当たり、教育委員会事務局職員に異動があり、本日、初めてこの会議に出席いただく方もいらっしゃるから、紹介を申し上げたいと思います。</p> <p>私から、教育委員の皆様を紹介させていただきます。</p> <p>最初に、都築委員でございます。</p>
都 築 委 員	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

教 育 長	次に、畑中委員でございます。
畑 中 委 員	どうぞよろしく願いいたします。
教 育 長	次に、柳澤委員でございます。
柳 澤 委 員	どうぞよろしく願いいたします。
教 育 長	次に、梅田委員でございます。
梅 田 委 員	よろしく願いいたします。
教 育 長	次に、教育部の紹介を、教育部長により順次お願いをしたいと思ひます。課長につきましては、新しく転課してきた課長のみのご紹介をお願いいたします。 なお、教育委員会の補助執行部であります子ども未来部の理事者については、本日は案件がございませんので、後日紹介とさせていただきます。 教育部長、次長、政策課長、教育支援・相談課長、一条高校事務長、中央図書館長の順で自己紹介をよろしく願いいたします。
教 育 部 長	4月から教育部長を拝命いたしました増田と申します。よろしく願いいたします。 あと、新任の次長、課長につきましては、本人のほうから自己紹介させていただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。
教 育 部 次 長	4月から教育部次長を拝命いたしました福山でございます。どうぞよろしく願いいたします。
教 育 部 次 長	同じく教育部次長を拝命しました垣見でございます。よろしく願いいたします。
教 育 政 策 課 長	教育政策課長を拝命いたしました五味原でございます。よろしく願いいたします。
教 育 支 援 ・ 相 談 課 長	教育支援・相談課長を拝命いたしました新田でございます。よろしく願いいたします。
中 央 図 書 館 長	中央図書館長を拝命いたしました片岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。
一 条 高 等 学 校 事 務 長	一条高等学校事務長を拝命いたしました池本でございます。どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

教 育 長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

教 育 部 長 本日の案件の関係者といたしまして、保健所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教 育 長 はい。
それでは、始めさせていただきます。
まず、事務局より資料の説明をお願いします。

事 務 局 本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。

教 育 長 本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立します。
ただいまから、4月定例教育委員会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、私と都築委員でお願いします。
次に、会議録の確認を行います。
令和3年3月臨時委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員、令和3年3月定例教育委員会の会議録の署名委員は、梅田委員でございます。柳澤委員、梅田委員、いかがでしょう。

柳 澤 委 員 結構です。

梅 田 委 員 結構です。

教 育 長 ありがとうございます。
案件に入る前に、2名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び3条の規定に基づきまして2名の傍聴券を交付いたしましたので、ご報告を申し上げます。
それでは、傍聴人の方をお呼びください。
それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、教育長報告1件、議事4件、協議事項1件、請願2件の計8件でございます。
本日の案件のうち、議案第4号は議会の議決を経るべき案件であるため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は非公開とすることに決定いたしました。
それでは、公開の案件から始めます。

まず、教育長報告（１）令和４年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長。

学校教育課長

失礼いたします。

令和４年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択についてご説明を申し上げます。

高等学校では、各教科、科目が細かく分かれており、また、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、平成２９年度に見直しを行いまして、教育委員の皆様には、基本方針に基づいて調査研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用していたものとどのような違いがあるのかをご確認いただくという、そういった視点でご審議をいただいております。そして、一条高等学校が採択希望をする教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択をしていただくこととしております。

本年度も同様に採択を進めてまいりたいと考えております。

それでは、１ページ目をご覧ください。

教科用図書採択の基本方針でございます。

この方針の１と２につきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会のその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを、ここに示しております。

３におきましては、目録に登載されている教科用図書の中から採択することについて示しております。その中で、一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に登録されている間は、原則として４年間継続して採択するものとします。これは、高等学校の場合、今年度のように学年ごとの大幅な改訂がほぼ４年に一度行われること、また、毎年違う教科書を使用することにより内容の配列が変わること等の混乱を避けるため、目録に登載されている間は一定の期間、継続して採択しようとするものでございます。

ただ、内規的要素といたしまして、採択から４年に満たない場合であっても、例えば全く新しい教科書が目録に登載され、高校の実態等に応じてそれらのほうがより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能と考えております。

４におきましては、採択の留意点を４点にまとめております。

その中でも、（１）につきましては、昨年度に策定されました奈良市教育大綱と教育振興基本計画を基にするということでございます。

また、（３）に設置予定の附属中学校の教育活動を踏まえることという点を加えております。

５におきましては、情報開示、採択の手続等に関する留意点を示しております。

以上、奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針といたします。

次に、2ページをご覧ください。

こちらには、奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。

研究部会で調査研究した内容を基に、選定委員会で審議し、研究結果報告として希望する教科用図書が報告されます。報告を受け教育委員会で審議し、臨時教育委員会において採択を決定するという流れになっております。

また、資料の3ページから6ページには、採択に関わる規則及び関係要領を資料としてここに載せております。

7ページ目以降につきましては、採択に係る流れ、名簿、報告書の様式一式等を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

市立高等学校の教科用図書の採択は毎年やっているわけですがけれども、来年度の入学者から新指導要領が適用され、採択の数も増えるということの中で、今までどおり中身の専門性についてはしっかり研究を学校でやっていただき、その採択が適正に行われているかというようなことを、大きく俯瞰して見ていただくというふうになっております。

この件に関して、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

1点だけ。

最初4年間継続して使うという決定で、変えることもあるとあって、令和7年度から新しい形の高等学校の学科になるんで、外国語科がなくなり一本になるということなので、将来計画ですね、今、確定的でなくて結構なんですけど、令和6年度に教科書採択、高等学校としてやるとすると、少し考え方、方針などが変わる可能性があるんでしょうか。

教 育 長

課長。

学校教育課長

そのことにつきましては、高校につきましては、毎年採択をしていくというところが、まず基本でしたので、今、委員がおっしゃられたことについては、来年度の構想を踏まえた教科書採択になってまいるというふうに思います。

それから、あと、教育大綱であったり、それから振興基本計画というものが、先5年後というところになりますと、今おっしゃった年度が含まれるということになりますので、そのあたりも総合的なものとして、観点と

して入ってまいるかというふうに思っております。

柳澤委員 ありがとうございます。

教育長 都築委員。

都築委員 教科用図書の採択に当たっての留意点というところで、先ほどの説明がありました設置予定の附属中学校の教育活動を踏まえるということ、一条高校自体が、ここ3年ほど前ですかね、学校ビジョンが大きく変わってきて、例えば教育目標ですとか目指す生徒像の中で、教科融合、A r t s - S T E M教育により文理統合型の考える力を持った生徒を育成するというようなことがありますけれども、そうした新たな目標を達成するという観点から、何かこの教科書採択に関わりましても新たな視点といたしましうか、考え方の変化というようなところはあったのでしょうか。

学校教育課長 お答えさせていただきます。

この採択に当たっての留意点としまして、学習指導要領の趣旨や奈良市教育大綱、それから振興基本計画に即したものであることというところが一番に入れてあるんですけれども、そこにつきましては、高校につきましては、学習指導要領が来年度から適用されるという観点がありますし、そして、おっしゃっていただいたように、一条高校の将来像というところについては、大きな計画、それから大綱の中にも含まれていくことになると考えられますので、その部分が、昨年度策定されたということも踏まえたという観点においては、今おっしゃったようなところが含まれているというふうに考えているところでございます。

都築委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほか。
梅田委員。

梅田委員 教科書の採択に当たって、適正な形での審査を行っていただければというふうに思いました。

研究部会において、具体的に調査研究を行っていく上においては、その内容については、基本方針の4に示されているような内容について具体的に調査研究を進めていただき、そして、選定委員会を経ながらで、私たちのほうへもそのような報告ということで上がってくる手順になるんだろうと思いますけれども、ただ、今、お話にも出てましたし、教育大綱や基本計画の中にも十分に含まれていることではあるんですけれども、学びに向けた学習環境というものは、一条高校においてもワン・ツー・ワンということが全面的に進んでいるという、そのような状況の中で、全国的に見

てもこのデジタル教科書の活用に向けた動きが進んでいるという状況を、教科の特性も踏まえながらではありますけれども、どのような観点を持って学校としての教育目標に沿う形で教科書選定に当たったのか、そういう審議の状況も併せて調査研究をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。

今、梅田委員おっしゃった、あれですよ、単に教科書を今までのように合ってるかとかいう、子供の実態にということだけじゃなくて、今おっしゃったようなワン・ツー・ワンの問題であるとか、教育目標とか、その真意を、どういうふうに一条高等学校の教育の目標に向けて、その教科書をいかなる審議を経てそれに一番適しているのかというところを、しっかり記録に残して審議の過程を明確にさせていただきたいということでしたので、そこは非常に大事な作業だろうと思いますので、しっかりまた事務局のほうでお願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、この件については、これでご意見がないようですので、教育長報告（1）令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承いたします。

次に、議事に入ります。

議案第1号 「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について」、教職員課長より説明願います。

教 職 員 課 長

資料をご覧ください。

この4月1日に着任された奈良市法令遵守監察監中岡伸一氏を委員に任命しようとするものです。

前回の教育委員会で、3名の方に委嘱をいただきました。その方たちと同様に、任期を令和5年3月31日までとする予定になっております。ご審議をよろしくお願いいたします。

教 育 長

前回の教育委員会で3名をご承認をいただいたということで、ご議決いただきました。残り1名が着任をされてなかったということでございましたので、中岡氏を、法令遵守監察監ですが、そこに充てるということでございます。

ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第1号 「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決ましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議案第2号「奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部改正について」、教職員課長より説明願います。

教 職 員 課 長

資料1 ページ目の例規制定改廃調書をご覧ください。

制定改廃の理由ですが、職員を柔軟かつ適正に配置するため、市長部局で職員の職の見直しが行われ、関連規則の改正により職の区分を変更するとともに、職種名の変更及び削除が行われました。これに伴いまして、教育委員会においても同様に職の区分を変更するとともに、職種名の変更、追加及び削除を行うため、関連規則を改正しようとするものです。

制定改廃の概要ですが、規則につきましては4つ。1つ目が、奈良市教育委員会の職員の職に関する規則について、もう一つが、奈良市立学校教職員安全衛生規則について、学校教育法施行細則について、奈良市立学校の管理運営に関する規則について、この4つにつきまして改正を行います。

2 ページ目をご覧ください。

奈良市教育委員会の職員の職に関する規則、こちらにつきましては、まず、職員の区分ですが、技能職員と業務職員になっておりましたのを、技能労務職員に併せて一つにいたします。別表のほうの職種ですけれども、こちらの事務職員のところに保育教育士を追加いたします。技術職員のところの栄養士を削除し、管理栄養士、臨床心理士を追加いたします。技能職員、業務職員を一つにしまして、技能労務職員としまして、職種につきましては、公用車管理業務員、実習助手、用務員、給食調理員といたします。

次に、奈良市立学校教職員安全衛生規則についてですけれども、ここところは、業務職員と書いていますところを技能労務職員に改めます。あわせて、実習助手が技能労務職員に含まれることとなりますので、実習助手を削除いたします。

続いて、学校教育法施行細則ですが、こちらも同じく、業務職員を技能労務職員に改めます。あわせて、実習助手を削除いたします。

次に、奈良市立学校の管理運営に関する規則ですが、こちらも業務職員を技能労務職員に改め、実習助手を削除いたします。

改正内容は以上でございます。

ご審議よろしくお願いたします。

教 育 長

各職種名を一つに呼称するというか、その職種名に改めることと、新たに今までなかった、例えば管理栄養士であるとかを新たに付け加えたというようなことを、それぞれの規則の中で見直しをかけましたということでございます。

この件に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでし

ようか。規則の文言の変更というか、呼び名の変更ということですね。
それでは、ご意見がないようですので、議案第2号「奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部改正について」、採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定をいたしました。
続きまして、議案第3号「奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」、文化財課長より説明願います。
課長。

文化財課長 資料の1ページをご覧ください。
解嘱しようとする委員は島田委員で、職場でありました奈良文化財研究所をこのたび退官されましたので、これに伴い委員のほうも解嘱となっております。
これに伴いまして、新たにその建造物の室長になられました大林さんを新たに審議会の建造物の専門委員として委嘱しようとするものでございます。
以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。

教 育 長 保護審議会委員の方で、退職をされたということで、大林さんを新たに任命します。そして、任期は残任期間ですね、令和4年10月31日ということでございます。
何かご質問等ございませんでしょうか。
都築委員。

都 築 委 員 委嘱に関しては、これで結構かと思えます。
奈良市の場合、保護、それから活用すべき文化財の数も種類も非常に様々だと思うんですけども、備考欄にそれぞれの先生の専門性を書いていただいておりますが、大体これで全て網羅できているんでしょうか。このところがちょっと手薄であるとか、もう少しこういう人材が欲しいというようなところは、今の時点では特にございませんでしょうか。

文化財課長 保護審議会委員の方で、個別にこれだけそれぞれの専門の先生方に入っているのは、奈良県内でも奈良市ぐらいだと思います。
分野的に言いますと、例えば天然記念物に関しましては、これ、植物の専門の方ですけども、実は天然記念物には動物というのもありますけれども、奈良市で直接扱っておりますものはほとんど動物としてはありませんので、入っておられません。今入っておられる先生の専門の分野で、ほぼ

奈良市の文化財に対して、分野としては網羅できているのではないかと思います。

都 築 委 員

ありがとうございます。

すばらしい人材がそろっていらっしゃるということかなというふうに思いました。ありがとうございます。

教 育 長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第3号「奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決ましてご異議ございますか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、協議事項に入ります。

本日の協議事項のテーマは、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の対応についてでございます。

まず、奈良市の新型コロナウイルス感染症の現状等について、保健所長から説明をお願いし、引き続き、現在奈良市立小中学校で実施している対策、今後予想される対応について保健給食課長から、そして、児童生徒の学びの保障の観点や学校運営等について学校教育課長から、そして、バンビーホームの対応については地域教育課長から、それぞれご説明をお願いします。

それでは、まず、保健所長、よろしく願いいたします。

保 健 所 長

奈良市健康医療部、また、奈良市保健所の佐藤でございます。

新型コロナウイルス感染症の現状につきましてご説明を申し上げます。お話のほう進めさせていただきます。

また、事務局のほうより資料を用意していただきました。

1枚目が、日本全国及び東京都における新規陽性者数の推移というA4横長のものがございます。これを適宜使いたいと思いますので、この資料等をお手元に置いていただきたいと思います。

質問項目として事務局のほうより頂いておりますその項目に従いまして説明をさせていただきます。

全国の感染状況でございます。日本全国及び東京都におけるとタイトルを打ちました資料1ページ目をご覧ください。

まず、棒グラフの下のほうの黒く写る帯状のものが東京でございます。1月7日の吹き出しがついております。この時点で、1都3県に緊急事態宣言が発出され、13日には、その対象地域が拡大されました。この

とき、人口10万人あたりの感染者数が80程度でございます。ここまで上昇しておりましたが、徐々に低下を見ておりまして、グラフ右のほう、3月上旬には10万単位15まで下がりました。3月21日、緊急事態宣言が解除されております。4月19日現在、10万単位の感染者数は30弱となっております。

引き続き、同じ表を使います。次のページ、2ページも併せてご覧ください。大阪の状況でございますが、2月28日に大阪、兵庫、京都の緊急事態宣言は解除されております。この時点で、大阪の人口10万単位感染者発生数は、およそ5であります。その後、感染者の増加に伴い、4月1日には大阪、兵庫、宮城に蔓延防止適用措置が施行されました。また、大阪の感染者の増加が顕著で、19日現在の10万対感染者数は、80を優に超える86となっております。このことは、グラフの数字でご確認をお願いしたいと思います。ただいま、80を優に超えると申し上げましたが、2ページの左上、19日時点の数字で10万対が87.9、90にも及ぶ数値にもなっており、関西の他県でも、また奈良県、奈良市でも流行を見ているということがこの数値からも確認できるところであります。

お手元の資料、2ページ、3ページの双方をご覧くださいながら、奈良県及び奈良市の感染状況をご説明申し上げます。

2ページの囲みのグラフをご覧ください。先程申し上げたように、関西の各県の数値が非常に高くなっております。

また、4ページもご覧いただきたいと思いますが、陽性者の数が関東と関西でかなり違います。

その中の特に、奈良県、奈良市を見ていただきますと、3日から19日まで、ざっと横に見ていただきます。まず、東京です。20人から30人に増えています。中段に示しておりますが、大阪を見ていただきますと40人、その値から目を右に動かしていただきますと、90、100に近い数が出ます。奈良県、奈良市を見ていただきますと22、そして30を超えて、右をご覧ください、ずっと右を見ていただきますと、40を超える、50の半ばに達します。数字から見ますと、奈良県、奈良市は、随分高い数値であると思うところです。

関西の多くの県で、一様に感染の流行状況が深刻だと保健所としては確認しております。

資料が、カラーでなくて申し訳ないんですけども、この5つの指標には、また後から触れますが、関西2府4県における新規陽性者の推移です。

5ページをご覧ください。これは一日ごとでございますけれども、関西2府4県でも、この下の黒い帯で表される大阪が大変多いことが分かっていると思います。大阪が多いとどうなるかと言いますと、その影響が近隣の県に出ます。鉄道等のインフラによりまして往来が盛んになります奈良県は、実に大阪の感染の状況を受けることが明らかになっておりますので、大阪の対策は奈良の対策でもありますし、奈良の対策が大阪からの流入をどうブロックするかということにつながっているというふうに

思っております。

6 ページをご覧ください。

近畿の問題は、実は大阪の問題であるということをお先ほど申し上げましたが、これは7 ページで見ていただきますと、改めて分かります。単に人口900万弱の大阪府だから感染者が多く発生しているという以上に、人口10万単位当たりで見ましても、大変増えておるということでございます。大阪がもう90にもなろうという数だということをお、7 ページの右上で確認いただければありがたいと思います。

7 ページの真ん中をご覧ください。

本年1月の緊急事態宣言発出のときの大阪の数値を超えた数値というキャプションがございますけれども、これが、実は奈良県でありまして、奈良県の感染の深刻さは、大阪で緊急事態宣言が発出された数字に優に匹敵するものだというふうに取り取れるということでございます。

8 ページをご覧ください。

これは、日別によって何人の人が感染しているかということでございます。上が奈良県、下が奈良市でございますけれども、奈良県の場合には奈良市を含んでおります。多いときは、奈良市が県全体の半分くらいを占める場合があります。黒く見えますのは、どこから、あるいは誰からうつったか容易に推定できない、感染源不明のものであり、調査中と公表した数字でございますが、家族から、あるいは先行する陽性者からうつったことが特定できませんので、市中感染の可能性が高いことから、重要視されております。

9 ページをご覧ください。

このグラフは、1週ごとにまとめてもらいました。2月末、3月見ていただけますでしょうか。奈良県、奈良市で、このように発生者が1週間に、少ないときで23人とか9人、奈良市に至っては1週間に6人しか出なかったというのが3月上旬にありました。3月8日、15日の週をご覧ください。1週間で奈良県全体では大体50人の患者さんが発生しておりますが、次の週ですと149人、3倍になっております。149人が、また次の週になりますと290人ですから、単純に見ますと倍、この292人が、また次の週になりますと、また倍というふうには、倍々で増えていく拡大の状況が関西2府4県でも見られますので、感染の急拡大、あるいは第4波というふうには言っているというふうには言われているところでございます。

現状につきましては、後で時間があれば触れたいと思います。どういふふうな状況にあるかと申しますと、奈良市の場合、ガイドラインの定めによれば、現状はステージ3であり、これは、「感染急増段階」と位置づけられるものです。ステージ1と2では、感染の防止と社会経済活動の両立を前面に出し対策をしてきましたが、ステージ第3に移り、感染の防止に対策の重点をシフトする認識で各政策を展開するステージになっております。

具体的には、市の施設の窓口制限を含め、感染防止の強化をすることや、市主催のイベントは原則中止とする場合もあること、市の公共施設は利用制限を加えた上で運営する、これがステージ3の基本方針であるとガイドラインで決めております。

現実には、一部指標でステージ4と言うべきものもあるというふうな指摘もされているところです。

奈良県における医療体制の負担について、項目を上げていただいております。資料としては、4ページをご覧いただきたいというふうに思います。

県全体で病床等を確保しておりますけれども、今、その病床が幾つ使われているかという数字ですが、これは日々変わり、県のホームページ等も毎日更新されております。

例えば、①医療の逼迫具合につきまして、確保病床使用率というものがあります。確保病床というのは、県内にあります主立った病院のコロナ専用の病床でございますけれども、現在、385確保されております。この入院療養者、入院等の治療を受けている人の割合ですが、その値もいろいろあります。奈良市、ちょっと数字見えなくて恐縮ですが、30%台だと思います。ステージ3であれば40%というような表も、上のほうの数値も併せてご覧ください。奈良県は、これ、県全体で指しますけれども、奈良県はぎりぎりのところで、ステージ4に一部なったりするところもありますけれども、値がとても厳しい方向に向かっている。

重症者病床数の欄、ご覧ください。

重症者病床数というのは、ICUと言われますような人工呼吸器を装着する患者さんが収容される施設であります。これ、県全体では、30床確保しております。このパーセンテージが増しますと、重症の患者さんが、人工呼吸が必要な方がなかなかICUの施設を利用しにくくなりますので、医療の状況、状態が悪くなる、重篤な患者さんが多くなるということで、医療の危機性を増すという指標に使われております。これが、現在、奈良では36.7、という数値もございます。日々更新されておりますので、確認をお願いいたします。

療養者数も、今、どんどん増えておりました、800人というような数字がございます。現在、入院しておる方、ホテルに収容されている方、ホテルや入院のベッドがないために、自宅待機を余儀なくされている方、合わせまして、奈良県では900人弱の数となっており、大変、増えております。

PCR陽性率。検査の中で陽性になったという方でございます。これも、上昇している。あと、新規の陽性者数も最近どんどん増えております。この表の一々の説明は、申し訳ありませんけど、ステージ3、ステージ4の指標をご覧ください。奈良市では、昨日、また一昨日ともに1日で40人の公表をしたところです。

感染不明の割合も載っておりますけれども、何とか感染経路は追求いたしまして、市中感染の陽性等につきましては、できるだけ感染経路をはっき

りさせ、市民の方に安心していただけるような調査を続けてまいります。

本市としてどういった感染対策を行うか、もちろん3密を避けること、正しくマスクを装着すること、手洗いを徹底すること、こういった一見平凡なことのように見える対策が、現在、最も有効であると考えられ、薬やワクチンがまだ出来上がってない段階では、こういった標準予防策と言われる行為を愚直に繰り返すことが大事だと思いますけれども、一方で、さらに上乘せの対策を立てるべく対策本部で検討をしているところです。

主立ったものを申し上げますと、クラスター対策というものを用意しております。院内感染、また福祉の施設等でクラスターが発生いたしますと、各所で大変多くの患者さんが発生いたします。抗原キット等の検査機器を用い、素早く広範囲に検査をし、感染の起きた人を迅速に指導等、あるいは隔離等ができるような対策を目指しております。

また、飲食店対策であります。飲食店を見回りまして、その業界さんのガイドラインをしっかりと守っていただけるのか、ガイドラインに準拠して運営が行われているお店にはステッカー等を配布いたしまして、市民の方の利用しやすい情報を差し上げる等をしたいというふうに考えております。

コロナウイルスは、検査するとき、一番に鼻咽頭の粘膜を採るということからPCR検査が始まりましたけど、現在、唾液でも検査いたします。唾液検査するといいますのは、要するに唾液にウイルスが入っているということです。生活の中で唾液が飛ぶのは大変よくありません。唾液の一番出るときは何か、くしゃみ、せきとか、そのほかには食事の機会があります。また、大きな声を出すという機会もあります。

したがいまして、吹奏楽だとちょっと危ない、オペラだとかなり危ないというように、唾が飛ぶというのを抑える必要がある。マスクは、その意味でも感染の予防に重要な対策の一つだというふうに認識しています。

また、先ほど申し上げましたベッドやホテルの空きがないために、自宅で待機することを余儀なくされている方々がいらっしゃいますので、そういった方々には食品等のサポート等をしたいというふうに考えております。

また、血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターの配付についても準備ができておりますので、そういった方々を把握し、保健所の職員が確実に届けることができるように体制を整えております。

また、新しい生活様式というものを導入していきたいということでございまして、テレワーク、大都市への通勤による往来、もし自宅でできるのであれば、そういったテレワークについても促進をしたいという対策を市として考えている。特に、流行の多い大阪等への往来を軽減するといったようなことも考えまして、単に疾病対策でなく、生活様式そのものを見直しをするような対策についても提言をしながら、新型コロナウイルス感染症対策を進めていこうというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

続いて、説明をしていただいて、質問は、後でさせていただきます。次は、保健給食課長から、20日現在の学校の感染状況の説明等お願いします。

保健給食課長

保健給食課からは、市立学校における新型コロナウイルスの感染状況、また、感染症対策についてご説明申し上げます。

令和3年4月20日現在の市立学校の感染状況ですが、61人の感染者が確認されております。そのうち、児童生徒の感染が45人となっております。

学校における感染症対策といたしましては、各校において、日頃から適切な感染症対策が実施できるよう、令和2年5月に奈良市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策指針を作成し、各学校へ指示しております。その後、文部科学省、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の変更を踏まえ、令和2年8月に改定を行い、続きまして、令和2年12月には臨時休業の基準や基本的な感染症対策について改定が行われたことに伴い、当市においても令和3年2月に改定を行っており、継続した感染症対策に取り組んでおります。

協議資料の2ページをご覧ください。

奈良市における新型コロナウイルス対策のガイドライン（入口プラン）の中で、感染段階がステージ4になった場合には、小中学校、幼稚園及び1号認定こども園は必要な範囲で臨時休業を行うとなっております。

市立小中学校の臨時休業の基準や対応を具体的に示したものが次の資料です。協議資料の1ページと3ページをご覧ください。

国の衛生管理マニュアルで、児童生徒の健やかな学びを保障し続けるために、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者が保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することと見直されたことを受けまして、奈良市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策指針におきましても、4、5ページに記載しております臨時休業の基準を変更しております。

今回お示ししております資料は、この内容等を踏まえましてまとめたものでございます。

保健給食課からは以上でございます。

教 育 長

それでは、次は学校教育課長。

学校教育課長

失礼いたします。

学校教育課からは、新型コロナウイルス感染症に係る学校での対応について申し上げます。

それでは、協議資料の1ページをご覧ください。

文部科学省では、学校における新型コロナウイルスへの感染及びその拡

大のリスクを可能な限り軽減した上で学校運営を継続していく必要があるとして、ガイドラインを作成しております。

その中で、地域一斉の臨時休業につきましては、資料の1ページの(2)の①にありますように、先ほども保健給食課長からもありましたように、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも避けるべきであるとし、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合取るべき措置であるとされております。

このことから、資料の4ページをご覧ください。

その4ページにお示ししておりますように、市立学校におきましては、本市の対策ガイドラインのステージが移行したといたしましても一斉臨時休業を行わず、感染者の発生状況に応じて学級、学年、学校単位で臨時休業を実施していくこととしております。

また、市立学校における令和3年度の学校行事等の方向性につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和2年度の対応を基本としながら、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに示されております学校の新しい生活様式の下、児童生徒の命と健康を守ることを第一とした公衆衛生活動の対応及びICTを効果的に活用した学びを止めない取組を継続していくこととしております。

現状といたしましては、新年度は4月6日の小中学校の始業式から始まり、令和3年度入学式を、小学校では4月8日、中学校では4月7日、高等学校では4月10日に実施をしております。

入学式におきましては、内容を簡素化した上で開催時間を30分程度とするとともに、保護者を2名以内とすることや、外部からの来賓はなしとすることなどの参加者制限、また、様々な感染症対策を講じながら実施いたしました。各学校において、保護者の皆様方のご協力の下、混乱なく式を終えることができたとの報告を受けております。

また、感染への不安からやむを得ず登校できない場合や、今後臨時休業となった場合の学習支援につきましては、一人1台端末を活用しながらオンラインによる学習支援を行うことができるよう、各校において対応準備を整えているところでございます。既に対象となる児童生徒が在籍している学校では、保護者や児童生徒の希望に応じて授業のライブ配信などの学習支援を行っているところもございます。

さらに、各家庭への連絡につきましては、市全体で導入しておりますメールシステムを活用して新型コロナウイルスに関する情報等を迅速に伝達できるよう、各家庭による登録のご協力をお願いしているところでございます。

今後につきましては、学校を取り巻く感染状況によりましては、資料の4ページにお示しをしておりますように、例えば、教育活動で感染対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動の制限や、部活動の活動制限な

どの感染症対策を講じていくことが必要であると考えているところでございます。

また、感染者の発生状況に応じて、学級、学年、学校単位で臨時休業した場合は、資料の5ページにお示しをしておりますような対応例のように、オンラインを活用した学習支援を実施してまいります。

以上でございます。

教 育 長 それでは、地域教育課長。

地域教育課長 失礼いたします。

地域教育課のほうからは、バンビーホームのことについてご説明申し上げます。

協議資料の2ページになりますが、本市の対策のガイドライン（入ロプラン）のほうでは、バンビーホームについては、ステージ1、2、3の段階では原則通常運営、関係者に感染者等が出た場合は、当該学校園、これはバンビーホームもそうですが、臨時休業ということになっていて、ステージ4になりますと、バンビーホーム、それから保育所等は必要な範囲で特別保育を行うというのが、ガイドラインということになっております。

バンビーホーム、放課後児童クラブですけれども、昨年度の学校の一斉臨時休業の要請の際に、厚生労働省から自治体に対しては、放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものですから、原則として開所いただくということと、ただし、放課後児童クラブにおいても、感染や予防に最大限配慮することが必要で、児童や職員が罹患した場合や地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休業を行うものという考えが示されてきたところです。

本市のバンビーホームにおいては、このコロナ禍の中で、マスク、それから手洗い、消毒といった感染症対策をしっかりと行いながら、また、国の交付金を活用しまして、空気清浄機等の新たな備品や消毒液をはじめとする感染対策のための物品を新たに確保し、備えを活用しながら現在まで保育を行ってきております。

医療従事者をはじめとする社会機能維持をするために仕事されている保護者の仕事と子育ての両立支援、それから、おうちで一人であることができない子供たちの安心安全な居場所の確保というところが、バンビーホームのミッションとしてもございますので、今後も、ガイドラインに基づきながら保育のほうを継続をさせていただくということになってこようかなと思います。

ちなみにというところなんですけど、放課後児童クラブを休所するという事になった場合には、各自治体から県を通じて国のほうに報告をするというシステムになっていて、その状況というのが、厚生労働省のホームページにも公表されております。令和3年4月8日の時点で、全面休所して

いる放課後児童クラブというのではないという公表内容になっておりますし、その1週間後の4月15日の時点の放課後児童クラブの休所等の状況というところを見ますと、全面休所している放課後児童クラブの数は、全国的に見てたった3つとなりますので、全国的にも、放課後児童クラブの趣旨であるとか、学校の一斉休業の要請に際した厚生労働省の考え方等に基づいて、バンビーホーム、放課後児童クラブについては運営をされているというような状況になってございます。

以上でございます。

教 育 長

大きな枠組みと専門的な見地からは保健所長から、あと、各課からは、今取り組んでいる中身でございますけれども、ここから協議をしていただくわけですが、いろいろと分野分野、分けていただくことはございませんので、まず、質問等、よろしければお願いしたいというふうに思います。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

関連するんですけど、どなたにということではないんですけど、学校での感染状況が、いわゆる言われているように、飲食等、世の中の話とは別に、学校での感染状況について、我々、実は報道発表をされたときにどここの学校というように出てるんですけども、全体として見て、どういう推移になってるか、先ほど4月20日現在、61名が確認されてるというお話が、その61という数字が何かということを含めて、ちょっと現在のあるいは奈良市内において特徴的に、エリアとして学校に感染がやや多い目にあったなというところと、全然ないところもある、その辺みだら模様かどうか、ちょっと教えていただけたらありがたいです。

感染状況の現状を地域で見るとどうなるか。

保健給食課長

保健給食課でございます。

感染状況につきましては、児童生徒等におきまして家庭内感染が多くございますというのが傾向となっております。

地域までは、ちょっと調べができてはいないんですけども、家庭内感染というところで把握をしております。

柳 澤 委 員

それはやはり次第に、先ほど所長さんからは増加しますというお話があったんですけど、学校でもそういう傾向で増えているということですね。

保健給食課長

そうですね、陽性者の出てきている中で見ますと、家庭内感染による感染というところ多くございます。

柳 澤 委 員

ありがとうございました。

教 育 長

ここはあれですね、4月1日からは、今は全体で61人ですね、4月以降に21人ですので、4月以降の割合が増えているということと、この間も、これは手調べですので、これはきちっとしたデータとは言えませんが、今、課長が申しました家庭内感染が多いというところは、この4月の最新のデータでもって、小学生と中学生の約75.6%が家庭内であると。そのうち、報告のあったものを分析しますと、約80%ぐらいが親が、両親というんですかね。それから、10%程度が同居する祖父母ですかね、そして、兄弟は数%というような報告から私が拾ったものですので、大まかな感じですので、それが確実なデータとは言えませんが、傾向はそういうことであろうと。

それから、地域性について、今、課長も、きちっと調べてないんですということですが、都心部というか、人の多いところだけが出てくるんですかという質問に単純に換えますと、そうではなくて、やっぱり山間地にもないことはないということですので、それがいわゆる経路をたどっていったときの特徴をどう捉えるかは、ちょっと今のところ私見としてはそういうふうに見ています。保健所長の専門的にどう見ていただいているか、何か、保健所長、ご意見ありましたら。

保 健 所 長

地域的にどこの地域が多いか少ないか、分からないんです。

今、教育長から紹介いただきました家庭内の感染が主で、家庭内で感染した方が登校した場合、生徒さんがほかの生徒さんにうつすかどうか問題ですが、そういう実態はとても少ないと思います。

席が近いとかそういうのも可能性が高いと思われていますが、我々が調査のときに必ずしておりますのは、クラブを一緒にやっている、吹奏楽とか、そういう息を、唾の出るといったようなクラブであるときに、関心を持って調べております。スポーツ系のクラブ活動ですと、スポーツそのものより前後の更衣室であるとか、談笑などで唾が飛ぶというようなこともありますので、スポーツジムなんていうのもそういうふうには調べたりお尋ねしたりするんですけど、学校でもクラブをやっているという場合には、更衣室ではどうでしたかというようなことを調べたりします。

生徒さんもそういうふうにお尋ねしますが、教職員の方にも同様のことをお尋ねしているというようなことで、申し上げたいと思います。

全て言えたかどうか分かりませんが、以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

地域性については、何も根拠がないということで、特徴がないということでございます。

ほか、ご質問等ございますか。

梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

変異株の広がりということが非常に指摘をされている中で、テレビ等で

あつたりそのほかの情報からは、低年齢の層に対しても広がり懸念される部分があるのではないかなどというふうな情報も聞こえてはまいりますけれども、変異株について、感染の特性についてどのようなことが分かっているのかということ改めてちょっと教えていただければということが、まず、1点です。

踏まえて、そういう状況の中にありながら、先ほど保健給食課長のほうからは、学校に対する通知としてどのようなものが下りているかというふうなことを説明していただきましたけれども、継続してどの学校においても危機感を持って取り組まれている状況であるのかどうなのかという、そのところを確認をさせていただければと思います。

保 健 所 長

変異株について申し上げます。

ウイルスは必ずだんだん変質するということでございまして、コロナウイルスも研究が進むにつれまして、イギリス株、ブラジル株、南アフリカ株というようなものが出てきたというふうに言われております。

ただ、その特徴というのは、より分裂しやすい、より生存力が強いというのものもあるんでしょうけれども、例えば、英国株ではこういった特徴があるように聞いております。従来株と比較して、感染力がやや高そうだと、1.3倍強いか1.7倍強いかという情報もある。また、従来株の感染で獲得していたとすれば、その免疫は有効である、したがって、変異株に感染された方も、今は同じような治療基準を満たして、変異株については治癒したという診断基準が、また使われております。ワクチンの効果も期待できる。

それと、とても気になるころだと思っておりますけれども、この変異株だと重症化リスクが増すのではないかとということで、この変異株で重症化する患者さんが多いのかどうかということにつきましては、まだ国において、国の研究として評価を進めているというようなことございまして、不明だと、研究の最中だということで、その結果が待たれるころだということです。

あと、変異株に対してどういう対策を打てばいいのか、これもまた愚直に3密を避ける、マスクをしっかりと装着する、手洗いを増やす、不要不急の往来を避ける、ウイルスにできるだけ触れないような生活をしていただくということで防ぐしかないということ、また、ワクチンについては、順番が回ってきた際にはぜひお受けいただきたいというふうなことで、当所のほうでは考えておりますので、よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。
畑中委員。

畑 中 委 員

ありがとうございます。
今、いろいろと説明を聞かせていただきまして、昨年来から、奈良市で

も独自の対策本部会議というのを設置されて、ガイドラインも作成されていると。教育委員会においては、感染症対策指針というのを、そのときの状況によって改定もされながら作成されているということで、本当に学校における学びの場というのがしっかりと確保できるように、今、現実として対策を取られているところだなというのは改めて実感しております。

保健所長からもお話があったんですけども、平凡に見えるようで、有効な対策ということで、3密避けて、マスク、手洗いというの、これ、学校の現場においては、こういうことは本当に子供たちや先生方の意識というのがしっかりして取り組まれている結果、今現状では学校で感染が拡大していないということにつながってきているのかなというふうに思います。

お話の中にはありましたけれども、家庭内感染ということのみで、奈良は特にやっぱり大阪の影響を受けやすいということも致し方ないところではあると思うんですけども、もう一度改めてやっぱり保護者に向けて対策をしっかり取っていくということ、周知というか、知らせていく必要があると感じております。学校が安全であるかどうかということを保護者が心配するだけでなく、安全な場所を、家庭も保護者も一緒になってつくっていく、そこへ子供を送り出していくというような考えがやっぱり大事になっていくのかなと思っています。

あと、ちょっと2点ほど質問させていただきたいんですけども、部活動のことについて、競技の練習だけでなく、更衣室でのというお話もありましたけれども、体育会系に限らず、一概に部活動の制限というのはなかなか難しいところで、様々な練習方法があったりですとか練習の場所というのも、あと考えられるところではあると思うんですけども、もう少し具体的に部活動に関して何か指示を出されているようなところがあるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、給食なんですけれども、子供たちにとってこの給食というのは、食育ということはもちろん大事ですけども、給食を取る、食べるということは、本当に子供にとっても大事なところだと思うんですけども、特に今、飲食ということに関して、そこも現在すごく気を遣って、給食時の対策というのが取られていると思うんですけども、現状、こういったところに特に留意されて、きちっと指導を行われているかというのを、ちょっと確認の意味でもう一度聞かせていただきたいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

今、畑中委員から2つ、部活の指示と、給食の指導ということでございます。

大変、梅田委員、失礼しました。先ほど学校が緊張感を持って取り組んでいるのかという現状をお聞きでしたので、そのところ、学校教育課長、保健給食課長、お願いします。先、梅田委員のご質問から。

保健給食課長

保健給食課です。

学校が緊張感を持って取り組んでいるかというご質問についてなんですけれども、現在、児童生徒等、陽性者が出た場合に、学校における行動記録であったりというところ、確認をしております。その際に、最初の頃でしたら、換気ができてなかったりということもあったんですけども、最近調査をいたしますと、全員マスクを必ずしている、手洗いも徹底されている、換気もほぼ徹底されている状況というような報告を各学校からいただいております。

このことから、緊張感を持って学校できちんと対策を取っていただけるといふふうに考えております。

以上でございます。

教 育 長

何かそれに対して、よろしいですか。どうぞ。よろしいですか。

梅 田 委 員

はい。

教 育 長

それじゃ、畑中委員の部活動の指示というところとか対策、学校教育課長。

学校教育課長

失礼いたします。

部活動につきましては、まず、全体的には、活動時間に関するということ、現状の状況では平日90分以内に、休日2時間以内に、大きな枠組みであったり、それから、県をまたいで練習試合等の禁止であるという大きなことは示した上で、それ以外のこととしましては、やはり各競技団体からガイドラインというのが出ておまして、それを参考に、例えば柔道、そして剣道などの対人とする競技の場合の注意点であったり、それから、先ほど出ております吹奏楽や、それから合唱という場合、それらを実施する際の生徒同士の距離の取り方などについては、そちらのガイドライン、それから国の指針などを踏まえて実施するということ、こちらから通知をしているところでございます。

以上でございます。

教 育 長

給食等の指導等について。

保健給食課長。

保健給食課長

給食につきましてはですが、基本的なことにはなるんですけども、給食前後の手洗いの徹底、また、配膳、お当番さんの児童生徒、また教職員の方の健康チェックを改めてしていただくなど、その部分を徹底していただくように、通知のほうはしております。

また、食べる際なんですけれども、机を向かい合わせにせず、前を向い

て、おしゃべりをせずに食事を取るところの指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 都築委員、お願いします。

都 築 委 員 学校現場でも緊張感を持って取り組んでくださっているということですが、入学式も30分程度でというようなスタイルで実施された。学校内、様々な行事を含め教育活動があると思うんですが、そうした行事、遠足ですとか修学旅行、そして、今、ステージ3から4にという厳しい状況にある中で、今日頂いた協議資料の4ページ、感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動の例というところですが、ここに関しては、今、どの程度実施されているのか、いや、ここはもうやっていませんよというところがあるのか、そこの学校の実態を聞かせていただくことと、そして、保健所長からは、そういう学校行事、そして、ここに列記されていますような学習活動ですね、吹奏楽、コーラス、なかなか厳しいというお話がありましたけど、今後、特にこの中で注意すべきような点がありましたら、アドバイスいただければと思います。

その2点、お願いいたします。

教 育 長 それでは、学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。

学校に対しましては、まず、4月5日の日にちで、学校のほうには通知を出しておりまして、その中では、感染リスクの高い教育活動についてということについては、感染状況などを踏まえた状況と、あとは各学校の規模、そして子供の実態等がございますので、そのあたりをしっかりと踏まえた上で慎重に検討をするようにという、まず、指示をしております。

その中で、例えば、今の状況であれば、グループワーク等、マスクをしていてもやはり近距離で一斉に大きな声を出すような活動を避けたり、それから、教科で言いますと家庭科の調理実習、それから飲食を伴うような活動というのは避けるようにという、そういうふうなことについては、各学校で進めているというところでございます。

以上です。

教 育 長 保健所長。

保 健 所 長 ご質問いただきました吹奏楽やコーラス、どうしても息を吐くということで、唾とか息の飛ぶような活動になってしまいますけれども、人間はやっぱり唾が出るというのは、ある意味やむを得ないことでございます。

こういったクラブ活動につきましては、距離を取って、人と人の間隔を

空けていただく、あるいは換気をしていただく、そういったことが大事だと思います。それと、無駄口をたたかないといいますが、不必要な発言を控える、練習そのものに集中してやっていただくということが大事なんではないかというふうに思います。

この市役所のエレベーターの中のもの、何か今は外国人の方も、英語で書いてある、プラクティス・ソーシャル・ディスタンシングと、間隔を置くということ、それから混み合わない、アボイド・クラウディングと、オーバークラウディングと書いてある。これは、クラブでも同じでございます。距離を置く、混み合わないようにする、無駄口をたたかない、そういったことで練習に集中してやっていただくことが、こういったクラブ活動で感染を防ぐということの一つ重要な点かと思えます。

それと、そもそもコロナウイルスに感染していない方であれば、十分練習していただけると思う。自分がコロナにかかっていないということ、いろんなことで調べていただきたいと思うんですけど、例えば、毎日熱をはかる、ふだんやっておると思うんですけども、そういった事を徹底してやっていただく。ちょっとおかしいなというだけでも、慎重な行動を取ると。そういった、何々をするということももちろん大切ですし、全体的に姿勢や方針そのものも感染症対策に当たるということも大事なのかなというふうに思います。

若い方では特に症状がないというのがコロナ感染症の特徴でありますので、個人が、またご家庭が、またクラス等、学校等、いろんな所属する単位で感染症に関心を持っていただいて、気をつけていくということが、今、一層重要なのかなということも言えることです。

以上です。

都 築 委 員

屋外での活動というのはどうなんでしょうか。屋外で取り組む運動会ですとか、それから、遠足ですとか、そういうものはどうなんでしょうか。

保 健 所 長

屋外につきましては、まずご心配はないんだというふうに私は思っております。この部屋の方が心配だったりします。

ただ、中にはやっぱり気にされる方がいて、ジョギングするときも、運動するときにはマスクをされている、むしろマスクすることでスポーツそのものが、エクササイズそのものがつらくなる場所もあるのかもしれないと、私は気にするんですけども、基本的に外については、通常の活動をしていただくと思っています。

ただ、やっぱり知ってる方と一緒にあっても距離を置くということ、それから、水分を補給したり、あるいは終わって更衣室で着替えをしたり、その後、飲食をしたりする、そういった活動で感染する事例もありますので、今言われてように、屋外で大丈夫なんですけども、それに付随する室内の活動に一層気をつけていただかないといけないということを前提にして、私の意見として言わせていただきたいと思えます。

教 育 長 ありがとうございます。
梅田委員。

梅 田 委 員 先ほど、学校の新しい生活様式として、欠席をせざるを得ない状況になった子供たちに対して、もう既にライブ配信であるとかということももう行っているというふうなご報告もいただきましたけれども、陽性の子供たちが出たときには、学校のほうは、全部または一部を臨時休業して、そして、必要な範囲にとどめた形での臨時休校の中で、必要に応じてオンラインでの学習の必要性についても検討を進めているという状況だと思いますが、今後、どのような学校においてもそのような状況が起こり得るということ考えたときに、学校におけるワン・ツー・ワンという環境は整っているものの、それをきちんと家庭のほうに届けるという、その体制が整っている状況にあるのかということと、併せて、家庭においてそれを受け取るというふうな環境にあるかどうかという確認がどの程度までできているのかということをお教えいただければと思います。

教 育 長 学校教育課長。

学校教育課長 欠席をせざるを得ない子たちということで、昨年度からその対応をしておりまして、昨年度は、W i - F i の環境がご家庭にないおうちにつきましては、全てW i - F i のルーターを貸出しするという形で進めておりまして、今年度も引き続いてその体制で進めております。

そして、今、ちょうど新1年生、そして新中学1年生の学年につきましては、タブレットと、それからW i - F i ルーターの確認をして、ご家庭のほうに渡していくということをお、今、ちょうどその作業をしているところで、もう今週にはその部分ほぼほぼ整っているということで、先週の頭ぐらいからルーターの貸出しは同時進行で進めているという、そういう状況でございます。

以上でございます。

梅 田 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 それでは、限られた時間でございますので、協議事項はこれで終わらせていただきたいんですけど、今、保健所長がおっしゃったように、今までやっていることをもう一回きちっと、手洗いも含めて、今、学校は緊張感を持ってやっているが、学校はこういう感染リスクの高いものについてはしっかり、文書を出したということですが、先般、学校長には、現場を見て、どうしてるんだということを管理職の目で確かめなさいということの指示をしております。

それから、畑中委員から、保護者への啓発ということでございましたの

で、これについても、今、新しいメール配信システムが全校に行くようになっておりますので、桜メールですが、金曜日の夜に、奈良市の教育委員会として保護者の方に、今までしっかりやっていただいていることに感謝を申し上げながらも、今後のさらなる拡大を予防して、子供たちの学びの活動を止めないためにも、保護者とも皆さんで改めてお願い致しますというようなことを配信し、それをまたホームページに上げているというところがございます。

そういう啓発をきちっと、家庭内の感染も多いという傾向から含めて、ご家庭での防止対策も併せて教育委員会としてはやっていくというふうに思っています。

今後、対策本部会議で最終決められるラインに沿って、私たちはこのさらなる感染症の拡大防止に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、協議はこの程度とさせていただいてよろしいでしょうか。

保健所長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、請願審査を行います。

請願は、請願法第5条による請願は官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならないとされておりまして、したがって、教育委員会ではこのことを受けまして、本日審議を行いたいというふうに思います。

それでは、まず、請願第1号「奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願」の概要について、請願内容の主管課である保健給食課より報告をお願いします。

保健給食課長

報告いたします。

本請願は、奈良市議会議員、三橋和史氏より、令和3年4月6日に奈良市教育委員会宛てに提出されたものでございます。

請願の要旨につきましては、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を防止し、児童及び生徒をはじめ市民等の生命を守るため、奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願であります。

なお、請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございます。

以上でございます。

教 育 長

このことについて、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、提出された請願書について、請願内容の主管課である保健給食課より、事務局としての見解を述べてください。

保健給食課長

文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインによって、臨時休業の実施の考え方が次のように示されています。

(1) 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合。児童生徒等や教職

員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。学校においては、校長が、感染者及び濃厚接触者を出席停止とする（教職員の 경우에는 出席させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

地域の感染状況を踏まえた対応として、学校教育活動の継続。地域の感染状況により警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも避けるべきである。

特に、小学校、中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置である。

中学生、高校生については、地域の感染状況に応じて、まずは、例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討すべきである。

地域の社会経済活動全体の停止や制限に合わせて学校の臨時休業を延長する場合にも、例えば、時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきであるとされています。

そのため、奈良市教育委員会の見解として、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、奈良市立小中学校の臨時休業について、一斉には行わず、各校の感染状況に応じ、学級、学年、学校単位での臨時休業を検討し、オンライン学習等の必要な措置について検討します。この判断については、学校に一任せず、保健所の指導を仰ぎながら実施していくこととします。

また、各校に対し、協議でもご説明いたしました次の事項について、指導を徹底いたします。

体調不良者が発生した場合の対応といたしまして、発熱など風邪症状のある児童生徒等の出席停止の決定、同居家族に体調不良者がいる場合の児童生徒等の登校に関する考え方に沿った対応。

基本的な感染症対策の徹底といたしましては、学校教育活動において、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すること、マスクを外す場合には近距離での会話を控えること、感染リスクの高い活動の回避、としております。

換気、教室内のレイアウトの工夫といたしましては、常時2方向の窓を同時に開け、換気を行う。また、換気をするに加え、教室湿度を適度に保つこととしております。

学校給食の対応といたしましては、給食前後の手洗いの徹底、配膳当番の児童生徒の健康チェック、また、机を向かい合わせにせず食事を取ることなど等、新型コロナウイルス感染症対策について指導するとともに、その他、新型コロナウイルス感染症対策のために関係する事項についても、文部科学省や奈良県の通達、新型コロナウイルス対策本部会議での決定を注視し、保健所長の助言、指示を求め、緊急事態に備え万全を期す次第でございます。

以上でございます。

教 育 長

今、所管課の考え方を示されました。

そのことについて、教育委員会として、今日の請願については本日採否を決定いたしたいと思っておりますので、これに当たり、委員の皆様のご質問、ご意見等よろしくお願ひしたいと思っております。

畑中委員。

畑 中 委 員

私自身は、今、課長からお話があった見解について賛同するところです。

現状では、小中学校の一斉臨時休業というのは行わずに、もちろん今後の感染の状況を見たり感染発症者の状況を見た上で、各校で、おっしゃったように、学級、学年、学校単位での休業ということは当然検討していくべきことだと思っております。

ちなみに、今後状況が変わって、感染が拡大する、学校においてクラスターが発生するというようなことがあれば、ここはもちろん一斉の臨時休業ということも検討していくべきだとは思っております。

ただ、先ほどの説明もありましたように、現状、学校での感染というのはほとんど認められていない、家庭内の感染が多いということを考えたら、それから、あとは何といたっても子供たちの学びの場の確保ですよね、ICTの、先ほどお話も出てきましたけれども、コロナ禍において休業中の子供たちの学びの保障であったり、先生方とのつながりを保つためにICTを有効に活用していく、これは本当に非常に大事なところだと思うんですけども、それとともに、改めて学校の大切さというのも、今回、子供や保護者、先生方というのは実感されてると思っております。

そういったことを考えて、子供の学びの場を簡単に奪うべきではないですし、しっかりとその学びの場を確保していくという意味で、今後、やっぱり引き続き学校における感染拡大を防ぎながら、学校運営を継続していく、こういう考えでいけばいいと思っております。

教 育 長

ありがとうございます。

その他、ご意見。

梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

先ほどから説明がありましたように、コロナ禍における学校の教育活動

の臨時休業を行うということについては、1つは、子供や教師陣の感染が確認されたとき、もう一つは、地域の社会活動全体を停止するというところまでの大きな措置が取られたときという、この基本的な考え方に沿って、やはりそこは進めるべきだろうというふうに思います。

先ほどからの様々な説明をしていただいた中でも、医療体制の逼迫に対する要因ということが、学校の教育活動による影響が非常に大きい、それのみが非常に大きいという、そうではなくてという話でもありましたので、学校においても、まずは命を守る対応は、これはもちろん必要ですけども、それと同時に、命を守る対応と併せて健やかな学びと育ちを保障していくということが、これはもう欠かせない必要なことだろうというふうにも思います。

1年前の全国一斉の臨時休校において、子供たちが受けた不安感というのは非常に大きなものがやっぱりありました。感染状況が緩和されるまでというふうに言われつつも、2か月以上、いつになれば学校に行けるか分からない状況が続いた中で、体調がおかしくなったり、昼と夜が逆転してしまったり、いらいらしたりとか、自分だけが勉強できなくなるんじゃないかというふうな不安だったりとか、多くの子供たちは体力が劇的に落ちたという、それも現実でもありました。

学校再開後、徐々に安心感を取り戻していく取組というのが、各学校はもう懸命に行っていたわけですがけれども、中には不登校傾向となった子供もやはりいるというのも現状で、自分の学校で陽性者が出てない、地域としてもまだそれほどでもないという状況の中で、一斉の臨時休業となれば、その段階においても、あのときの自分の状況を思い出して、非常な不安感をやはり大きく持つということも少なくはないのではないかと思います。

命を守る対応、それは必要ではあるけども、両面をしっかりと見ながらで判断していく必要があるのではないのかなど。現状においては、まだそこまで動く少し手前ではないかというふうに考えます。

教 育 長 ありがとうございます。
 ほか。どうぞ。
 都築委員。

都 築 委 員 私もやはり一斉臨時休業ではなく、感染者の発生状況ですとかあるいは学校の状況、そういうものをきちっと踏まえて、保健所とも丁寧にきちっと話をしして柔軟な対応を取っていくということが大事だと思います。それぞれのケースを丁寧にみて、相談して、どうしていくかというのを徹底していくのがよいのではないかと思います。

それと、子供たちの、特に心身の健全な成長ですよ。今も、まだいつ学校が休みになるんだろう、前みたいに学校行けなくなるんじゃないかということで、非常に不安感を持ってる子もいるというふうに聞きます。でするので、今、医療現場が逼迫しているという話もありましたが、命の大切

さという話もありました、そういうことも、やはり子供たちにはきちっと説明をして、そういう現場で働いている人もいると、その中で、私たちも一緒に頑張っていこうねというような、そういう一つの教育の機会ということも考えられると思います。

ですので、一斉に休みにするのではなくて、これを一つの、本当に学習の機会として子供たちとも共に話し合い、進めていくようなことがあってもいいと思います。子供というのは日々成長しているわけですから、大人の1週間と子供の1週間の重みは違うわけですし、全く学校に行かなくなるというのは、やはり健やかな成長という面ではあっても、大きなマイナスになると思います。

人とのつながりというのは、もう学校に行かなくなると途絶えてしまうわけですね。やっぱり人とのつながりを何とかしてずっと継続していくというのも、子供たちにとっては大事なことだと思いますので、臨時休業に当たってはきっちりとした丁寧な対応を持って、休業するときは休業に踏み切るというような対応をしていくべきかと思いました。

教 育 長 ありがとうございました。
柳澤委員。

柳 澤 委 員 私も、請願の一斉休業に入るということについては、反対ということになります。

ただ、シームレスに状況が変化しますので、ステップで確実にこういう切り分けができないというのが感染症ですので、やはりまず学校で止める、止めるというのは、感染の疑いと、実際に結果が出たら1日、2日と、いわゆる休業されてるわけですけど、これが各学校単位でどれくらい違うのかなと先ほどお伺いしたかったんですけども、それがやはり耐え難いというふうな状況であれば、やはり学校単位の休業、それから一斉か、それはまだ少し先の話になるかと思います。

家庭内感染のペースですので、それがこのままずっと落ち着いていくのか、危惧されるところであるので、やはり校長先生と教育委員会との連携といいますか、先ほど感じたのは、いろんな方策を通達していますというお知らせというのがあって、実際にはこんな発生状況でこうなったという事例報告を、校長先生の中ではシェアしていただくと、学校全体、教育委員会も。そうすると、改善する余地が、よりはっきり見えてくるのかなと思います。

何とか個別の感染発生状況で抑え込むというか、耐え切れるというか、そのあたりで、やはり1週間に1回、少なくとも以上は状況判断をフィードバックしていただくような形で、これは当然上位組織があるでしょうし、教育委員会の中ではしっかり見ていただいて、どうも危ないとなると、それはもう躊躇することなくはっきり次のステップに入るということですね。

今の段階で、私も、一斉休業ということのデメリットのほうがはるかに大きいというふうに思いました。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、請願第1号「奈良市立小中学校の臨時休業その他の適切な措置を求める請願」について、採決を行います。

各委員の皆様からは、学校で頻発にクラスターが起こるようなことがあればというような、今、柳澤委員の、刻々と変化する中では今後そういう対応も必要であると思うが、現時点では家庭内感染が大部分であることと、また、継続的に教育をしっかり受けていく学びの保障と、それから子供たちの不安感があつたようなそういうことにならないように、子供の健やかな成長を保障していくためにも、学校における感染の拡大のリスクを、今まで議論しました、協議しました、可能な限り低減した上で、学校運営を現在のところは続けていく必要があるのではないか、また、奈良市の対策本部の指針のとおり、現在は小中学校の一斉休業は行わず、各学校の感染状況に応じて学級、学年、学校単位に必要な範囲で臨時休業を実施することがよいのではないかとということでございます。

ですので、臨時休業の必要な範囲、学年、学級、学校等の段階ごとに行い、現段階では、奈良市新型コロナウイルス対策本部の指針に基づき、ガイドラインに基づきまして、ここにある一斉の休業を行うものではないとの判断により、請願趣旨及び理由の中の、「感染状況が緩和され、又は奈良県における医療体制の拡充等が行われるまでの期間、学校保健安全法第20条に基づき、奈良市立小中学校を臨時休業にすること」を除き、本請願の趣旨に賛同して、教育委員会としては採択をするということによろしいでしょうか。

それでは、請願第1号については、採択することと決定いたしましたので、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

よって、請願第1号は、さきに述べた行を除き、採択することに決定をいたしました。

委員の皆様のご指摘もありましたように、感染対策に万全を期するとともに、今後は、奈良市の新型コロナウイルス対策本部会議の決定に従い、しっかり対応していくということで進めたいと思います。

続きまして、請願第2号「新型コロナウイルス感染症急速拡大に係る緊急請願」の概要について、請願内容の主管課である保健給食課長より報告をお願いします。

保健給食課長

保健給食課より報告させていただきます。

本請願は、三橋夕貴氏より、令和3年4月15日に奈良市教育委員会宛

てに提出されたものでございます。

請願の要旨につきましては、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を防止し、奈良市が感染対策をさらに進めるため、奈良県内の感染者や感染ルートなど詳しく分析したデータを定期的に奈良県に対して提供を求めていくなど、情報共有を推進するとともに、県民、市民の生活のさらなる安全安心に向け、県市の関係機関が一丸となって具体的かつ効果的な蔓延防止対策に取り組むよう求める請願であります。

なお、請願理由につきましては、お手元配付の請願書のとおりでございます。

以上でございます。

教 育 長

このことについてご質問等ございませんか。

それでは、提出された請願書について、請願内容の主管課である保健給食課長より、事務局としての見解を述べてください。

保健給食課長

これまでも新型コロナウイルス感染症に関する情報や対策については、県市が協力し取り組んでまいりました。その上で、教育委員会といたしましては、先ほどの教育現場や請願第1号でご説明差し上げた対応を取っております。

変異ウイルスが拡大している現状があることから、奈良市の新型コロナウイルス対策本部会議の決定を重視し、今後は、より一層奈良市の保健所を窓口とし、感染者数や感染ルートなどを詳しく分析したデータ等、奈良県とも情報共有を図りながら、具体的かつ効果的な対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

今、事務局より見解を述べましたが、教育委員会として、この請願について本日採否を決定したいと思っています。

ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

教育委員会としては、県ということは保健所が窓口ですから、教育委員会としては奈良県教育委員会と連絡を取り合って、対策等、又意見をいただいたりしている、そういう部分もあるんですね。どうですか。そういうことも、奈良県教育委員会とやり取りはしてますか。

保健給食課長

はい。

教 育 長

それでは、特に意見がないということでございますので、請願第2号「新型コロナウイルス感染症急速拡大に係る緊急請願」について採決を行います。

本請願について、保健給食課長からも見解もあったとおり、奈良市と奈

良県が密に連絡を取り、具体的かつ効果的な対策を取る必要があります。教育委員会として、新型コロナウイルス対策本部会議の決定に従い、蔓延防止対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

本請願の趣旨に賛同し、採択することにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 それでは、請願第2号については採択することと決しまして異議なしということで、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

これで、非公開を除く本日の案件は終了いたしました。

保健所長、ありがとうございました。

教 育 長	<p>それでは、これより非公開の案件に入ります。</p> <p>議案第4号 「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、教育政策課長よりお願いします。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
教育政策課長	<p>議案第4号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、教育政策課長より概要説明。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 育 長	<p>これで、本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。</p> <p>次回定例委員会の日程は、5月の定例教育委員会は、5月18日火曜日10時からを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>本当にありがとうございました。</p>